

令和5年2月市議会 総務委員会資料

第35号議案 長崎市税条例の一部を改正する条例

目次	ページ
1 改正の内容	
（1）身体障害者に対する軽自動車税（種別割）の減免措置の見直し・・・・・・・・・・	2～3
2 長崎市税条例新旧対照表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4

理財部
令和5年2月

第35号議案 長崎市税条例の一部を改正する条例について

1 改正の内容

(1) 身体障害者に対する軽自動車税（種別割）の減免措置の見直し（市税条例第61条の2）

ア 改正背景

長崎市における身体障害者に対する軽自動車税（種別割）の減免要件（全額減免）

(ア) 18歳未満	障害者本人または生計を一にする者が所有する軽自動車等
(イ) 18歳以上	障害者本人が所有する軽自動車等

※「障害者に対する自動車税、軽自動車税又は自動車取得税の減免について」（平成9年3月27日厚生省大臣官房障害保健福祉部長通知）に基づく。

現在、18歳未満の身体障害者の子がいる家族（生計を一にする者）が、身体障害者である子の送迎等のために利用している家族名義の軽自動車等の減免申請をしている場合、子が18歳になった年度に、軽自動車等の名義を子に変更しなければ減免が継続できず、身体障害者の子を持つ家族から、名義変更せずに引き続き減免申請ができないかとの相談もあっており、身体障害者及びその家族の税負担及び名義変更手続等の負担の軽減を図るため減免要件を見直そうとするもの。

イ 改正内容

18歳以上の身体障害者に対する軽自動車税（種別割）の減免要件を、18歳未満と同様に「障害者本人または生計を一にする者が所有する軽自動車等」に見直す。

対 象		改正前	改正後
		納税義務者（所有者）	納税義務者（所有者）
身体障害者	18歳未満	障害者本人または生計を一にする者	障害者本人または生計を一にする者
	18歳以上	障害者本人	
精神障害者（参考）		障害者本人または生計を一にする者	



ウ 他都市の状況

	18歳以上本人限定なし	18歳以上本人限定
中核市	38市	24市
長崎県内	長崎県（自動車税）ほか 15市町	6市町



エ 施行日 令和5年4月1日（令和5年度課税より適用）

オ 直近の18歳に到達した減免申請中の身体障害者の数及び減免額

令和2年度 2名【減免総額14,400円】（うち名義変更済0名）
令和3年度 3名【減免総額27,300円】（うち名義変更済0名）
令和4年度 6名【減免総額58,200円】（うち名義変更済2名、精神で継続1名【減免継続21,600円】）
令和5年度 1名【減免総額12,900円】※予定

カ 周知方法

「広報ながさき5月号」において例年実施している納期（5月末）と減免のお知らせにより周知を図るとともに、「令和5年度福祉のしおり」の内容変更等、障害福祉課と連携し障害者団体等への周知を図る。

参考 軽自動車税（種別割）

原動機付自転車（50cc～125cc）、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車（以下「軽自動車等」といいます。）の**所有に対し**てかかる税金で、令和元年10月1日より、これまでの軽自動車税が「軽自動車税（種別割）」へ名称が変更された。

なお、自動車取得税の廃止に伴い、令和元年10月1日から軽自動車税（環境性能割）が導入され、三輪以上の軽自動車（新車・中古車を問わず取得価格が50万円を超える車両）の**取得に対し**、燃費性能等に応じて課税されている（長崎県が賦課徴収）。

2 長崎市税条例新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(身体障害者等に対する種別割の減免)</p> <p>第61条の2 市長は、次に掲げる軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、種別割を減免することができる。</p> <p>(1) 身体に障害を有し歩行が困難な者（以下「身体障害者」という。）又は精神に障害を有し歩行が困難な者（以下「精神障害者」という。）が所有する軽自動車等（身体障害者で年齢18歳未満のもの又は精神障害者_____と生計を一にする者が所有する軽自動車等を含む。）で、当該身体障害者、当該身体障害者若しくは精神障害者（以下「身体障害者等」という。）のために当該身体障害者等と生計を一にする者又は当該身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）のために当該身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者が運転するもの（1台に限る。）</p> <p>(2) [略]</p> <p>2～5 [略]</p>	<p>(身体障害者等に対する種別割の減免)</p> <p>第61条の2 市長は、次に掲げる軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、種別割を減免することができる。</p> <p>(1) 身体に障害を有し歩行が困難な者（以下「身体障害者」という。）又は精神に障害を有し歩行が困難な者（以下「精神障害者」という。）が所有する軽自動車等（身体障害者又は精神障害者（以下「身体障害者等」という。）と生計を一にする者が所有する軽自動車等を含む。）で、当該身体障害者、当該身体障害者等_____のために当該身体障害者等と生計を一にする者又は当該身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）のために当該身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者が運転するもの（1台に限る。）</p> <p>(2) [略]</p> <p>2～5 [略]</p>